

○	健康増進法（平成十四年法律第百三三号）（抄）（第一条関係）	．．．．．	1
○	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）（抄）（第二条関係）	．．．．．	3
○	地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）（第三条関係）	．．．．．	5
○	教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）（抄）（第四条関係）	．．．．．	7
○	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）（第五条関係）	．．．．．	8
○	図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）（抄）（第六条関係）	．．．．．	11
○	博物館法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）（第七条関係）	．．．．．	13
○	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）（抄）（第八条関係）	．．．．．	14
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第九条関係）	．．．．．	17
○	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）（抄）（第十条関係）	．．．．．	18
○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）（抄）（第十一条関係）	．．．．．	20
○	建設業法（昭和二十四年法律第百号）（抄）（第十二条関係）	．．．．．	23
○	建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）（抄）（第十三条関係）	．．．．．	24
○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第六条関係）	．．．．．	25
○	文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）（抄）（附則第七条関係）	．．．．．	26
○	健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）（抄）（附則第八条関係）	．．．．．	27

改正案	現行
<p>（土地等の貸付け）</p> <p>第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。</p> <p>（設立団体が二以上である場合の特例）</p> <p>第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十</p>	<p>（新設）</p> <p>第二百二十三条 設立団体が二以上である地方独立行政法人に係る第十四条第一項及び第二項、第十七条第一項から第三項まで（これらの規定を第七十六条において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十五条第一項及び第二項第一号、第二十六条第一項及び第三項、第二十八条第一項及び第六項、第三十条第一項、第三十四条第一項、第三十六条、第三十九条、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項ただし書及び第二項ただし書、第四十二条の二第一項、第二項、第三項ただし書及び第四項、第四十四条第一項、第五十条第三項、第五十五条、第七十一条第二項及び第八項、第七十二条第一項、第七十</p>

七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第七十九条の五、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百二十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

255 (略)

七条の三、第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項、第二項及び第五項、第七十九条の四、第八十七条の八第一項、第八十七条の九第一項及び第四項、第八十七条の十第一項及び第六項、第八十七条の十四第三項（同条第八項において準用する場合を含む。）、第八十七条の二十第三項、第二百二十一条第一項並びに第二百二十二条第一項に規定する権限の行使については、当該設立団体の長が協議して定めるところによる。

255 (略)